

敦賀市立看護大学学則

平成26年4月1日
敦賀市立看護大学学則第1号

目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 組織（第3条～第8条）
- 第3章 学年、学期及び休業日（第9条～第11条）
- 第4章 修業年限及び在学年限（第12条・第13条）
- 第5章 入学（第14条～第18条）
- 第6章 教育課程等（第19条～第24条）
- 第7章 休学、復学、転学、留学、退学及び除籍（第25条～第30条）
- 第8章 卒業（第31条・第32条）
- 第9章 賞罰（第33条・第34条）
- 第10章 研究生等（第35条～第37条）
- 第11章 授業料等（第38条）
- 第12章 雑則（第39条）
- 附則

第1章 総則

（目的）

第1条 敦賀市立看護大学（以下「本学」という。）は、豊かな教養と総合的な判断力、高度な専門的知識と実践力を有する人材を育成するとともに、看護の発展に貢献できる質の高い研究に取り組むことにより、人々の健康と福祉の向上に貢献することを目的とする。

（自己点検及び評価）

第2条 本学は、恒常的に教育研究の維持向上を図り、前条の目的を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行う。

2 前項の点検及び評価に関する事項は別に定める。

第2章 組織

（学部等）

第3条 本学に、次の学部を置く。

(1) 看護学部

2 前項の学部に置く学科及び定員は、次の通りとする。

学科 入学定員 収容定員

看護学科 50人 200人

3 本学に、次の専攻科を置く。

(1) 助産学専攻科

4 前項の専攻科については、別に定める。

(附属施設)

第4条 本学に、次の施設を置く。

(1) 附属図書館

(2) 地域・在宅ケア研究センター

(3) 救急・災害看護研究センター

2 前項の施設に関し必要な事項は、別に定める。

(職員)

第5条 本学に学長、学部長、教授、准教授、講師、助教、助手、事務職員その他必要な職員を置く。

2 事務職員の職制等必要な事項は別に定める。

(事務局)

第6条 本学に、事務局を置く。

2 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

(名誉教授)

第7条 学長は、本学において学長、学部長、教授、准教授又は講師として勤務した者で、教育上又は学術上特に功績のあった者に対し、名誉教授の称号を授与することができる。

2 名誉教授に関し必要な事項は、別に定める。

(教授会)

第8条 学部に、教育及び研究に関する重要事項を審議するため、教授会を置く。

2 教授会に議長を置き、学部長をもって充てる。

3 教授会は、教授及び准教授をもって組織する。ただし、学部長が適切と認めるときは、専任の講師及び助教は会議に出席し、意見を述べることができる。

4 学長は、特に必要である場合には、教授会に対して意見を求め、又は会議に出席して意見を述べるることができる。

5 教授会は次の各号に掲げる事項について、学長が決定を行うに当たり審議し、意見を述べるものとする。

- (1) 教育課程及び授業科目の編成並びにその履修に関する事項
- (2) 教員の人事に関する事項
- (3) 入学、卒業、賞罰その他の学生の身分に関する事項
- (4) 試験、単位取得の認定、学位の授与その他の学修の評価に関する事項
- (5) その他学部長が学部の教育、研究にとって重要と認める事項

6 前5項に定めるもののほか、教授会に関して必要な事項は、学長が別に定める。

第3章 学年、学期及び休業日

(学年)

第9条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第10条 学年を次の2学期に分ける。

- (1) 前期 4月1日から9月30日まで
- (2) 後期 10月1日から翌年3月31日まで

(休業日)

第11条 次に掲げる日は、授業を行わない日（以下「休業日」という。）とする。ただし、学長が必要と認めるときは臨時に休業し、又は休業日に授業を行うことができる。

- (1) 土曜日及び日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 春季休業日
- (4) 夏季休業日
- (5) 冬季休業日

2 前項第3号から第5号までの休業日は、学長が定める。

第4章 修業年限及び在学年限

(修業年限)

第12条 本学の修業年限は、4年とする。

(在学年限)

第13条 学生は入学の日から8年を超えて在学することができない。

第5章 入学

(入学の時期)

第14条 入学の時期は、学年の始めとする。

(入学資格)

第15条 本学に入学することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）
- (3) 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 専修学校の高等課程（修業年限が3年以上であることその他文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (6) 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第150条第4号の規定により文部科学大臣の指定した者
- (7) 高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第1号）による文部科学大臣の行う高等学校卒業程度認定試験に合格した者（同規則附則第2条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程（昭和26年文部省令第13号）による大学入学資格検定に合格した者を含む。）
- (8) 前各号に定めるもののほか、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると学長が認めた者で、18歳に達したもの

(入学志願の手続)

第16条 本学に入学を志願する者は、指定の期日までに、入学願書に所定の書類を添えて学長に提出するとともに、入学検定料を納付しなければならない。

(入学者の選考)

第17条 前条の入学を志願する者については、別に定めるところにより選考を行う。

(入学手続及び入学許可)

第18条 前条の選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は、指定の期日までに、所定の書類を提出するとともに、入学料を納付しなければならない。

2 学長は、前項に規定する入学手続を完了した者に対して、入学を許可する。

第6章 教育課程等

(授業科目)

第19条 授業科目は、その内容により、一般教養科目、専門基礎科目、看護専門科目に区分する。

(単位の計算方法等)

第20条 授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することとし、授業の方法に応じて、次の基準によるものとする。

- (1) 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で本学が定める時間の授業をもって1単位とする。
- (2) 実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲で本学が定める時間の授業をもって1単位とする。

2 前項の授業は、文部科学大臣が別に定めるところにより、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

(単位の授与)

第21条 授業科目を履修し、試験に合格した学生には、所定の単位を与える。

(成績の評価)

第22条 授業科目の成績の評価は、A、B、C及びDの評語をもって表し、A、B及びCを合格とする。

(他の大学又は短期大学における授業科目の履修等)

第23条 教育上有益と認めるときは、他の大学又は短期大学との協議に基づき、学生に当該他大学又は短期大学の授業科目を履修させることができる。

- 2 前項の規定により履修した授業科目について修得した単位は、30単位を超えない範囲で卒業の要件となる単位として認めることができる。
- 3 前2項の規定は、学生が第28条第1項の許可を受けて留学した場合に準用する。

(履修方法等)

第24条 この章に定めるもののほか、授業科目の種類、単位数、履修方法等については、別に定める。

第7章 休学、復学、転学、留学、退学及び除籍

(休学)

第25条 疾病その他のやむを得ない理由により、引き続き2月以上修学することができ

ない学生は、学長の許可を受けて休学することができる。

- 2 学長は、疾病のため修学することが適当ではないと認められる学生に対し、休学を命ずることができる。
- 3 休学の期間は、1年以内とする。ただし、特別の理由があると認められるときは、学長は1年を限度として休学期間の延長を認めることができる。
- 4 休学の期間は、通算して4年を超えることができない。
- 5 休学の期間は、在学期間に算入しない。

(復学)

第26条 前条の規定により休学した学生は、休学期間が満了したときは、復学する。

- 2 休学期間の満了時において、なお休学の理由が止まず、引続き休学することを希望する学生は、学長に休学期間の延長を願出しなければならない。
- 3 休学期間中にその理由が消滅したことにより復学しようとする学生は、その事由を証する書面を添えて学長に願出しなければならない。

(転学)

第27条 他の大学への転入学を志願しようとする学生は、学長の許可を受けなければならない。

(留学)

第28条 外国の大学等への留学を志願する学生は、学長の許可を受けて留学することができる。

- 2 前項の許可を受けてした留学の期間は、在学期間に含めることができる。

(退学)

第29条 退学しようとする学生は、学長の許可を受けなければならない。

(除籍)

第30条 学長は、次の各号のいずれかに該当する学生について、除籍することができる。

- (1) 第13条に定める在学年限を経過した者
- (2) 第25条第4項に定める休学年限を経過し、なお復学できない者
- (3) 正当な理由がなく授業料の納付を怠り、督促を受けてもなお納付しない者
- (4) 死亡した者又は長期間にわたり行方の知れない者

第8章 卒業

(卒業)

第31条 学長は、本学に4年以上在学し、履修規程に基づき130単位数以上を修得した者に対して、卒業を認定する。

2 卒業の時期は、学年又は学期の終わりとする。

(学位)

第32条 学長は、前条の規定により卒業を認定した者に対し、次の各号の学位を授与する。

(1) 看護学部看護学科を卒業する者 学士(看護学)

2 学位の授与に関し必要な事項は、別に定める。

第9章 賞罰

(表彰)

第33条 学長は、顕彰すべき行為のあった学生に対し、表彰することができる。

(懲戒)

第34条 学長は、この学則その他の学生に関する規程に違反し、又は学生としての本分に反する行為をした学生に対し、懲戒することができる。

2 前項の懲戒の種類は、退学、停学、訓告とする。

3 前項の退学は、次の各号のいずれかに該当する学生に対して行うことができる。

(1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者

(2) 学業を怠り成業の見込みがないと認められる者

(3) 正当な理由なくして出席が常でない者

(4) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者

4 停学の期間は、在学期間に算入する。

第10章 研究生等

(研究生)

第35条 学長は、本学において、特定の専門事項について研究することを志願する者があるときは、本学の教育研究に支障のない範囲において、選考の上、研究生として入学を許可することができる。

(科目等履修生)

第36条 学長は、本学において、特定の授業科目を履修することを志願する者があるときは、本学の教育研究に支障のない範囲において、選考の上、科目等履修生として入学を許可することができる。

2 学長は、科目等履修生に対し、単位を与えることができる。

(聴講生)

第37条 学長は、本学において、特定の授業科目を聴講することを志願する者がいるときは、本学の教育研究に支障のない範囲において、聴講生としてこれを許可することができる。

第11章 授業料等

第38条 本学の授業料、入学料、入学検定料、研究料、科目等履修料、聴講料等の額及び徴収の方法は、別に定めるところによる。

第12章 雑則

第39条 この学則の施行に関し必要な事項は、学長が定める。

附則

この学則は、平成26年4月1日から施行する。

附則（平成27年敦賀市立看護大学学則第1号）

この学則は、平成27年4月1日から施行する。

附則（平成28年敦賀市立看護大学学則第1号）

この学則は、平成29年4月1日から施行する。

附則（平成30年敦賀市立看護大学学則第1号）

この学則は、平成30年4月1日から施行する。

附則（令和5年敦賀市立看護大学学則第1号）

この学則は、令和5年4月1日から施行する。